

マリッサとくしまマッチング会員登録補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の大きな要因の一つである「未婚化・晩婚化」の進行に歯止めをかけるため、徳島県が設立した「マリッサとくしま」のマッチング会員へ登録する者に費用の一部を補助することにより1対1の出会いをサポートするものとし、三好市補助金交付規則(平成18年三好市規則第45号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 三好市に現住所がある20歳以上の独身者
- (2) 市税の滞納をしていない者
- (3) 活動状況等の報告に協力できる者

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、マリッサとくしまマッチング会員登録料(以下「会員登録料」という。)とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で会員登録料として実際に負担した額の1/2とし、5,000円を限度とする。

2 この要綱による補助金の交付は補助対象者一人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、マリッサとくしまマッチング会員に登録した年度の3月31日までに補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 会員登録料支払証明書(領収書又は振込明細書)

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の決定及び交付すべき額の確定を併せて行い、交付決定通知書兼交付額確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金交付請求書(様式第3号)により補助金の交付を市長に請求するものとする

(補助金交付の特例)

第8条 前条の規定に関わらず、申請者は第5条第1項の規定による申請に併せて、補助金交付請求書を提出することが出来る。

2 前項の規定による請求がされた場合における請求年月日は、第6条の規定により当該補助金を交付する旨の決定がされた年月日とする。

3 請求がされた場合において、第6条の規定により当該補助金を交付しない旨の決定がされた時は、当該請求は、当初からされなかったものとみなす。

(返還命令等)

第9条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 登録期間を満了する前に退会したことが明らかになったとき。ただし、婚姻した場合を除く。

(3) 市長に提出した書類及び報告に偽りがあると認められるとき。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。